

報告事項カ

鳥取県公立中学校等における部活動の地域展開・地域連携に向けた推進計画  
(令和8年度～令和10年度) (確定版) の策定について

鳥取県公立中学校等における部活動の地域展開・地域連携に向けた推進計画(令和8年度～令和10年度)の策定について、別紙のとおり報告します。

令和8年3月14日

鳥取県教育委員会教育長 足 羽 英 樹

鳥取県公立中学校等における部活動の  
地域展開・地域連携に向けた推進計画  
(令和8年度～令和10年度)  
(確定版)

鳥取県教育委員会  
令和8年3月

## はじめに

公立中学校及び公立義務教育学校後期課程（以下「公立中学校等」という。）の部活動を巡る状況は、近年、少子化により生徒数が減少し、部活動を維持・継続することが困難な状況が生じており、特に運動部では、団体競技において単独でチームを組むことができない学校が急増していることにより、生徒たちが行いたい種目や活動の機会を確保することが困難な状況となっています。

また、活動経験や指導経験のない教員が顧問として指導することや、休日の部活動の指導や大会等への引率、運営への参画など、公立中学校及び公立義務教育学校後期課程教員の献身的な支えにより部活動を維持・継続してきましたが、部活動指導が時間外業務時間の主な要因で負担となっていることも指摘されるなど、多くの課題や問題が生じています。

こうした状況を踏まえ、令和2年9月に国は、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」として、「令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動指導を望まない教員が休日の部活動に従事しないこととする。」と示しました。

また、令和4年12月に、スポーツ庁・文化庁は、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下「国ガイドライン」という。）を策定し、学校部活動の地域連携や地域移行について、令和5年度から令和7年度までの3年間を「改革推進期間」と位置付け、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方や、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応を示しました。

部活動改革に係る国の方針を受けて、令和5年度から令和7年度までの国の部活動改革に係る「改革推進期間」における県内の公立中学校等の休日における部活動の地域連携や地域移行が推進されるよう、「鳥取県公立中学校等における部活動の地域連携・地域移行に向けた推進計画」（以下「県推進計画」という。）を令和5年8月に策定しました。

現在は、国ガイドライン及び県推進計画を参考に、各市町村が、それぞれのスポーツ・文化芸術活動を取り巻く環境等の状況に応じて公立中学校等の休日における部活動の地域展開・地域連携への取り組みが行われていますが、活動先となる団体や人材の不足、安定した財源や移動手手段等の確保等、解決すべき課題や問題が多くあり、取組を推進していくための対応策の検討に苦慮している状況となっています。

こうした状況を踏まえ、県推進計画に基づく各市町村の取組の支援方策として「各圏域における意見交換会の開催」、「地域移行に係る推進体制整備事業」及び「地域クラブ活動支援等の支援事業」を行ってきたところです。その結果、市町村が認定した「地域展開型の地域クラブ」（以下「地域クラブ」という。）が11クラブ設立（令和8年3月時点）され、少しずつ地域展開による活動が県内においても実施されてきています。

しかしながら、これまで部活動が担ってきた教育的意義を継承した形でスポーツ・文化芸術活動を担っていける運営主体となる団体が大変少ない状況があり、多くの市町村が当面の間「地域連携型」や「拠点校（合同部活動）型」といった形態での部活動として生徒の活動機会を確保する方向性を示しており、部活動指導員や外部指導者の配置が拡大している状況となっています。

そのような中、令和7年5月に国の「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」（以下「実行会議」という。）による「最終とりまとめ」において令和8年度以降の部活動改革の方向性等が国へ提言され、この提言を受けて文部科学省が令和7年12月に「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（以下「国ガイドライン（令和7年12月版）」という。）を策定しました。

<国ガイドライン（令和7年12月版）概要>

- (1) 部活動改革の目的を的確に表現するために「地域移行」を「地域展開」に変更する。
- (2) 令和8年度から13年度を「改革実行期間」とし、令和8年度から令和10年度を前期、令和11年度から令和13年度を後期として「地域展開」への取組を推進する。
- (3) 休日については、改革実行期間内に全ての部活動の地域展開の実現を目指す。
  - ア 現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手。
  - イ 中山間地域や離島をはじめ、特殊な事情により地域展開に困難を伴う場合等には、当面、部活動指導員の配置等を促進。
- (4) 平日については、次期改革期間中に課題等を整理し方向性を検討するとともに、地域の実情に応じて取組を推進する。
- (5) 休日と平日の指導者が異なることにより、生徒が困惑することがないように、地域クラブと学校が連携を図る。
- (6) 安定的・継続的に必要な改革を進められるようにするため、デジタル技術の効果的な活用、国・都道府県・市区町村等の支え合いによる公的支援や国によるきめ細やかな伴走支援等が必要。また、地域クラブの運営等に係る経費等については、会費等を原則とし、負担の水準について、国において金額の目安を示す。
- (7) 地域クラブと民間クラブの違いを明確に区別することや質の担保の観点から、国が示した定義・要件や認定方法等を基に市町村が認定する仕組みを構築する。
- (8) 部活動指導員の配置については、改革実行期間においても引き続き支援を行っていく必要がある。

県としては、令和8年度当初から県内の各市町村が部活動の地域展開・地域連携の取組を推進していけるよう、令和8年度から令和10年度までの「改革実行期間（前期）」における県内の公立中学校等の部活動の地域展開・地域連携の方向性として令和5年8月に策定した県推進計画を改訂することとしました。

市町村においては、国ガイドライン（令和7年12月版）及び改訂した県推進計画を参考に地域や学校の実情に応じて令和8年度以降の市町村における推進計画を策定又は改訂していただき、これまでの部活動の枠組みや考えにとらわれることなく新たな発想で生徒が継続的に豊かで幅広いスポーツ・文化芸術活動を実施できる機会や環境を確保するとともに、結果的に教員の部活動に係る負担軽減にもつながる取組が推進されることを期待しています。

なお、令和11年度から令和13年度までの「改革実行期間（後期）」における計画については、国の動きや県内の各市町村の取組状況等を確認しながら令和10年度に改めて計画を示すこととします。

令和8年3月

鳥取県教育委員会

※「地域展開」とは、これまで中学校の部活動を中心に中学生がスポーツ・文化芸術活動を行っていた機会を、学校と切り離された地域の運営主体が担い、その活動に係る経費等については原則として受益者の負担として活動を実施していくもの。ただし、活動は、現状の部活動として行っている種目や活動に限らない。

※「地域連携」とは、学校の部活動として実施をしていくが、指導者は専門的な指導ができる教員や部活動指導員、外部指導者などの人材が指導者となり、生徒の活動機会を確保していくもの。

※「地域クラブ」とは、これまで学校部活動として担ってきた教育的意義を継承・発展させ、スポーツ・文化芸術活動の活動機会を担う運営主体若しくは実施主体であり市町村が認定したクラブや団体をいう。ただし、現在、学校の部活動として行っていない種目や活動を実施するクラブや団体も対象となる。

※「民間クラブ」とは、市町村が認定した「地域クラブ」以外の地域で活動しているクラブや団体をいう。

# I 基本方針

## 1 基本的な考え方

- (1) 本県の部活動改革は、単純に休日に活動する部活動を地域での活動に転換することではなく、これまで公立中学校等を中心に維持又は確保してきた中学生がスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる休日の環境を、県及び市町村が中心となり学校や地域と連携して学校又は地域に構築していくことにより、生徒が豊かで幅広い活動や経験を通じて学ぶことができる機会を持続可能なものとしていくことを目的として推進していく。なお、本推進計画は、生徒が豊かで幅広いスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会や環境を確保するための計画であり、大会参加を想定したものではないため、大会参加にあたっては、各大会主催者の参加要件に応じて対応する。
- (2) 本県における部活動改革は、「地域展開型」を基本とするが、直ちに地域での活動への転換が困難な場合は、学校や地域の状況に応じて、「拠点校（合同部活動）型」、「地域連携型」といった部活動の形態により生徒の活動の機会を確保しながら、「地域展開型」への取組を推進する。
- (3) 休日に活動している部活動についてのみ地域展開の取組を推進するのではなく、地域の実情に応じて可能な限り学校の部活動として実施されていない種目についても活動の機会や環境の確保に努める。なお、これらの取組は、地域において生徒の活動機会が確保できる活動から行うものとする。
- (4) 休日の部活動が地域展開された場合、地域展開された部活動の休日の活動は実施しない。また、平日と休日の指導者が異なる等により生徒が困惑することがないように、学校と地域クラブは連絡調整や情報共有を行うなど連携を図る。
- (5) 平日の活動については、教員・部活動指導員・外部指導者の指導の下、学校の部活動として活動機会を確保することを基本とするが、地域や学校の実情に応じて休日と合わせて包括的に取り組むことも検討していく。
- (6) 学校の部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることから、地域クラブへの参加についても任意とする。

※地域展開型とは

地域展開した部活動は、学校の部活動を行わず、生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむ環境を地域に構築し、社会スポーツ・文化芸術活動として実施するものである。その運営主体（各種目や活動を行う個別の団体を統括する団体）は学校と切り離されたものとなるため、指導者への謝金やクラブの運営費等については、原則として運営主体の自己財源での対応となる。

※拠点校（合同部活動）型とは

指導できる教員や部活動指導員、外部指導者がいる学校を拠点校として位置付け、拠点校以外で指導者がいない部の生徒や部がない学校の生徒が拠点校で活動を行うもので、部活動として実施するもの。休日に指導にあたる部活動顧問は、教員特殊業務手当で対応し、部活動指導員や外部指導者への謝金や報酬は、配置する市町村が負担し、県も一部補助する。

※地域連携型とは

指導者は教員ではなく部活動指導員や外部指導者などの地域の人材が指導者となり、生徒の活動機会を確保していくもの。指導者への報酬や謝金は、配置する市町村が負担し、県も一部補助する。

## 2 地域クラブについて

- (1) 地域クラブは、以下の要件ア～オを満たしていることを基本とし、市町村が認定する。認定期間については、市町村が設定する。

ア 競技性（一つの競技種目に特化、競技力強化）や成果のみに偏重せず、休日の生徒の豊かで幅広い活動機会を確保することを目的として設立し、参加を希望する生徒を選抜等せず広く受け入れている。また、可能な限り平日も活動機会を確保できることが望ま

しいが必須の条件とはしない。

イ 国ガイドライン（令和7年12月版）及び公立中学校等の部活動方針又は子どものスポーツ活動ガイドライン（平成26年3月県教育委員会策定）を遵守した活動を行っている。なお、休日と平日の両方を地域展開した場合の地域クラブの活動時間と休養日の設定は以下のとおりとする。

（ア）1日の活動時間は、平日2時間程度、休日3時間程度とし、最大週当たり11時間程度を目安とする。

（イ）平日は、午後4時から午後8時30分までのうち2時間程度とし、休日は午後6時までの日中のうち3時間程度を基本とする。

（ウ）休養日は、平日、休日を区別することなく週当たり2日以上設定する。

（エ）生徒の健康面・安全面及び家庭への負担を考慮し、学校の始業前（早朝練習）は実施しない。

（オ）長期休業中については、市町村と地域クラブで協議の上、別途調整し設定する。

ウ これまで部活動が、学校教育の中で担ってきた教育的意義や目的について継承・発展させた活動を通じた生徒の人間形成に寄与することを目的として活動している。

エ 適切な運営体制が確保されるとともに、生徒の安全確保ができる体制が整っている。

オ 学校等との連携が適切に行われている。

（2）地域クラブの単位は特に限定しないが、競技力強化のために広域から生徒を募集することは認めない。この場合を除き、複数の市町村や学校の生徒を対象とする場合のクラブの認定等については該当する市町村及び学校で協議し対応する。

（3）市町村又は公立中学校等は、地域展開の推進にあたり運営主体（各種目や活動を行う個別の団体を統括する団体）や実施主体（個別の活動を実際に行う団体）の確保に向けて、それぞれの地域で活動している団体等（以下「民間クラブ」という。）との連携について検討する。

（4）民間クラブが公立中学校等の休日の活動先となることを希望する場合は、市町村へ申請をする。

（5）申請があった民間クラブについて市町村及び公立中学校等は上記（1）の要件ア～オについて確認する。確認の結果、要件を満たしている場合は、市町村と公立中学校等で協議の上、休日の活動先として認定する。認定後は、該当の部活動については、休日の活動を行わないこととする。

（6）認定を受けた地域クラブは、認定をした市町村に活動報告を行う。活動報告を行う時期や回数については、認定する市町村が設定する。

（7）市町村は、認定した地域クラブにおいて適切な運営がなされているかどうか適宜確認を行い、是正が必要な場合は、地域クラブに対して指導を行う。

（8）市町村は、認定した地域クラブに対して、地域や学校の実情に応じて平日も活動先となることの依頼を検討・協議する。

### 3 部活動及び教職員について

（1）休日の活動を直ちに地域展開することが困難な場合は、地域での活動となるまでの間は、学校の部活動を継続して生徒の活動の機会を確保する。ただし、その場合、市町村は、「地域連携型」や「拠点校（合同部活動）型」などの取り組みを通して休日の部活動指導を望まない教員が部活動指導に従事しなくてよい環境の構築に可能な限り努める。

- (2) 休日に教員が部活動指導を行う場合の指導時間については、各市町村立学校職員の「勤務時間の上限に関する方針」の範囲内で指導にあたる。

ア 1か月の時間外業務時間が45時間以内

イ 年間の時間外業務時間が360時間以内

- (3) 休日に地域クラブ及び民間クラブ（以下「地域クラブ等」という。）での指導を有償で従事することを希望する教職員は、服務監督権者の許可を得て地域クラブ等の指導者又は指導者を派遣する団体等に登録し、派遣先（地域クラブ等）からの要請に基づき、地域クラブ等の指導者として指導にあたる。

ア 共通事項

(ア) 有償・無償に関わらず、勤務校の生徒のみを対象とした地域クラブ等の代表者になることは部活動との切り分けが困難であることから不可とする。なお、勤務校以外の生徒や小学生、高校生等の他校種の児童生徒を対象又は複数校種が混在している場合は可とする。

(イ) 有償・無償に関わらず、地域クラブ等の指導者となることについては、運営主体から依頼を受けた場合のみ可とする。

(ウ) 有償・無償に関わらず、学校運営に支障がなく教職員としての信用を失墜させるようなことがないようにするとともに、健康面に留意して指導にあたる。

イ 有償の場合

県が定めた基準を参考に市町村が従事可能な地域クラブ等かどうかの判断を行い、兼職兼業又は営利企業への従事の許可を受けた範囲で行う。

ウ 無償の場合

兼職兼業又は営利企業への従事の許可は必要としない。また、校長等の管理職への事前の相談・了承は、必ずしも必要としない。

#### 4 今後の部活動の在り方について

- (1) 令和8年度から令和10年度末までの3年間で「改革実行期間（前期）」として位置づけ、県、市町村及び関係団体が連携して地域展開・地域連携に取り組む。なお、県として一律の完了の期限は設けないが、準備が整った市町村、公立中学校等、種目等から本県の部活動改革の最終的な目標である「地域展開」を目指した取組を推進していくこととする。なお、令和10年度末までに、各市町村に「地域展開型」「地域連携型」「拠点校（合同部活動）型」のいずれかによる取組を三つ以上実施することとする。
- (2) 令和8年度は、これまでの「改革推進期間」での取組を元に、休日に活動する全ての部活動について地域展開・地域連携の取組に着手する。
- (3) 平日の部活動の地域展開・地域連携については、地域や学校の実情に応じて平日と休日とを一体として取り組むことも検討する。
- (4) 「地域連携型」のうち、部活動指導員を配置している部については部活動指導員による単独指導を基本とする。また、外部指導者を配置している部においても、外部指導者による単独指導とすることを可能な限り検討する。
- (5) 市町村又は公立中学校等は、部活動改革における取組を通じて、部活動の精選等のため、部活動の設置や廃止（休止も含む）に係る規程等の整備を検討する。
- (6) 各市町村における地域展開・地域連携の取組によって明らかとなった課題や問題点等への対応方策について、県、市町村及び公立中学校等並びに競技団体等関係機関が連携して検討していく。

## Ⅱ 県及び市町村の役割

### 1 県の役割

- (1) 県は、生徒が豊かで幅広いスポーツ・文化芸術活動を実施できる機会や環境の確保、教員の部活動に係る負担軽減に繋がる取組を市町村が推進していけるよう、部活動改革における広域的な基盤整備を行う。
- (2) 県は、本推進計画を踏まえ、各関係機関と連携して部活動の地域展開・地域連携に係る課題・問題点等へ対応するために、定期的に市町村の地域展開・地域連携に向けた取組の情報共有や課題等の対応方策の検討を行い支援する。
- (3) 県は、圏域ごとの意見交換会や研修会等の開催を通じて市町村へ助言するとともに、地域展開・地域連携を推進するための財政支援を行う。
- (4) 県は、必要に応じて市町村及び公立中学校等が設置した協議会等へ参加し、指導・助言を行う。
- (5) 県は、市町村の取組状況を適宜集約し、市町村へ情報共有を行うとともに、必要に応じて指導・助言を行う。
- (6) 県は、中学校体育連盟主催大会参加クラブの認定の在り方について、市町村の意見を確認しながら中学校体育連盟と協議していく。
- (7) 県は、「地域連携型」の取組として行われている部活動指導員の配置については、教員の部活動に係る負担軽減に高い効果があることから、引き続き国の事業として財政的支援を継続するよう国へ要望するとともに、市町村からの希望に対して予算の確保に努める。

### 2 市町村等の役割

- (1) 市町村は、国ガイドライン（令和7年12月版）及び県推進計画を参考に地域や学校の実情に応じて市町村の推進計画を策定又は改訂し、域内の各関係機関等と連携し、部活動改革に係る取組を推進する。
- (2) 市町村は、域内の関係者等による協議会等で、国ガイドライン（令和7年12月版）及び本推進計画を参考に市町村の方針、具体的な取組、スケジュールについて検討し、関係機関と連携を図りながら取組を推進する。なお、地域の状況によっては東・中・西部などの圏域単位等、市町村単位以外での協議会等の設置も考えられる。
- (3) 公立中学校等は、校区内の関係者による協議会等を状況に応じて設置し、市町村の方針に基づいて自校における方針、具体的な取組、スケジュールについて検討し、関係者と連携を図りながら取組を推進する。なお、地域や学校の状況に応じて複数校や市町村の協議会と合わせての設置も考えられる。
- (4) 市町村及び公立中学校等は、域内における部活動改革の取組状況や方向性について、適宜地域や保護者等へ情報提供を行い広報に努める。また、域内における改革の方向性を決定した場合、その理由や、改革の全体像、段階的に進めるロードマップ等を含め、学校と連携し、生徒・保護者等に丁寧に説明する。加えて、現在の中学生だけでなく、今後、公立中学校へ入学する小学生並びにその保護者へも入学までに説明する。
- (5) 市町村は、域内における地域展開・地域連携に係る推進計画の策定・改訂や取組の実施に当たっては、現在の中学生や今後、公立中学校等へ入学する小学生並びにその保護者の意見や希望を可能な限り把握し反映させることに努める。
- (6) 市町村は、指導者の状況（休日しか指導ができない等）や利用施設の状況（休日しか利用できない等）によっては、活動時間と休養日の設定について、上記「Ⅰ 基本方針」「2 地域クラブについて」「イの（ア）～（オ）」とすることも検討する。

### Ⅲ 具体的な取組方策

#### 1 地域における地域クラブ等の整備充実

- (1) 市町村及び公立中学校等は、部活動の地域展開の運営主体若しくは実施主体となり得る既存の団体等がある場合は、それら既存の団体等と連携を図りながら地域展開の取組の在り方を検討・研究する。必要に応じて、県も検討・研究に参画する。
- (2) 市町村及び公立中学校等は、部活動の地域展開の運営主体若しくは実施主体となり得る既存の団体等がない場合は、地域、PTA、地域学校協働本部、保護者会、OB・OG会、競技団体等（文化芸術団体含む。以下同じ。）若しくは民間企業等との連携・協力等、それぞれの地域や学校の状況に応じて、対応を検討・研究する。必要に応じて、県も検討・研究に参画する。
- (3) 市町村は、単独の市町村で地域展開の運営主体若しくは実施主体となり得る団体の整備が難しい場合には、近隣の市町村と連携し、地域や学校の状況に応じて検討・研究する。必要に応じて、県も検討・研究に参画する。

#### 2 地域におけるスポーツ・文化芸術指導者の質・量の確保

- (1) 市町村は、休日に地域での指導を望む教職員が、地域クラブ等の指導者として従事できるよう、国から示された『学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について』を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について（通知）（令和3年2月）、取扱いの手引き（令和5年1月）、「鳥取県立学校職員服務規程の一部改正について（通知）」（令和5年12月21日付第202300225511号）なども参考に兼職兼業の取扱いを整理する。
- (2) 県は、競技団体等の協力を得ながら指導者の発掘・把握に努めるとともに休日のスポーツ・文化芸術指導を望む教職員等を指導者として、登録・管理し指導者の派遣を行う指導者人材バンクの充実を図る。
- (3) 休日に地域クラブ等での指導を希望する教員は、地域クラブ等の指導者若しくは指導者を派遣する団体等に登録し、派遣先（地域クラブ等）からの要請に基づき、地域クラブ等の指導者として指導にあたる。
- (4) 人材バンクの登録の対象は、地域での指導を希望する住民等の他、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校に勤務する教職員及び部活動指導員・外部指導者、県・市町村職員、県内外の大学等の学生も対象とする。
- (5) 県及び市町村は、地域クラブ等の指導者の質の確保及び資質能力の向上に向けて、関係団体と連携して指導者研修会等を開催する。
- (6) 市町村は、将来的な地域展開を見据えて部活動指導員や外部指導者に対して地域クラブの指導者となることについて協力を検討する。

#### 3 地域における施設の確保

- (1) 市町村は、地域クラブが学校施設を利用する場合は、一般の学校開放の利用団体より優先利用とすることを検討する。
- (2) 市町村は、地域クラブが学校施設や社会体育・教育施設を利用する場合は、他の社会スポーツ・文化芸術クラブより低廉な価格又は減免とすることを検討する。
- (3) 市町村は、部活動の地域展開の推進により学校施設の利用が増加することで公立中学校等の負担が増える可能性があるため、学校施設の管理の在り方（例えば、指定管理者制度の導入や管理業務の委託等）について検討する。
- (4) 市町村は、部活動の地域展開を目的として中学生を受け入れて活動を行う民間事業者が学校施設を利用できるよう、規則等で制限がある場合や利用できても使用料が高額の場合

は、低廉な価格での利用を可能とするか規則の改正も含めて検討する。

#### 4 大会の在り方、引率や運営に係る教員の負担軽減

- (1) 公立中学校等又は地域クラブ等のどちらの所属から大会等へ参加をするかについては生徒が判断する。なお、選択した出場所属の年度途中での変更については、各学校体育・文化団体や大会主催者が定める規程に則って行う。
- (2) 県は、中学生年代を対象とした競技団体（文化芸術含む）主催の大会等における参加単位において、学校単位を要件としないことの検討を競技団体へ要請する。

#### 5 活動における費用負担の在り方

- (1) 地域クラブ等の活動に必要な経費については、原則、受益者負担とするが、地域展開への取組を推進するため、公的支援の在り方について国の動向を確認するとともに、県及び市町村で検討・研究する。
- (2) 経済的に困窮している家庭の生徒が地域クラブでの活動に参加する場合に、参加に係る費用の支援方策については、国の動向を確認するとともに、県及び市町村において検討・研究する。

#### 6 活動における保険の在り方

- (1) 地域クラブ等の活動は、学校教育活動としての活動ではないため、独立行政法人スポーツ振興センターの災害給付制度の対象とならないことから、自宅と活動場所との往復時を含めたケガや事故等の発生への対応のため、別途保険加入を推奨とする。
- (2) 保険加入に係る費用については、原則、加入者の負担とする。

#### 7 地域クラブへの支援

- (1) 地域クラブの運営は、原則参加者等からの活動に係る会費等の収入を財源として運営とするが、地域クラブが公立中学校等の部活動の地域展開を目的とした団体であり市町村が認定する団体であることから、財政支援の在り方について国の動向を確認するとともに、県及び市町村において検討・研究する。
- (2) 支援の対象となるのは、「I 基本方針 2 地域クラブについて（1）」の内容を満たすものとして市町村が認定した地域クラブとする。
- (3) 市町村及び公立中学校等は、地域クラブに対して学校部活動で使用している用具（支柱、ネット、ボール等の備品）の無償での使用許可を検討する。ただし、消耗品（ラインパウダー、救急セット等）については、地域クラブが準備する。
- (4) 市町村及び公立中学校等は、地域クラブの活動で使用する用具等の学校施設・教育施設内での保管スペースの確保について検討する。

#### 8 移動に係る支援

- (1) 地域クラブ等の活動への参加に係る移動は、参加する個人で対応するものとする。
- (2) 市町村が部活動改革の取組として実施する「拠点校（合同部活動）型」での活動への参加にあたり、個人での移動が困難な生徒への対応について、県及び市町村において検討・研究する。

#### 9 高校入試への対応

- (1) 当分の間、部活動と地域クラブ等で活動する生徒が、混在した状況で高校入試が実施されることとなるため、公立中学校等は、部活動を行っていない生徒の地域クラブ等での活動状況の把握に努める。

- (2) 公立中学校等が地域クラブ等での生徒の活動状況について全てを把握することは困難であるため、生徒又は保護者から申告をしてもらうなど、各公立中学校等の状況に応じて把握を行う。活動内容については大会等への参加や成績を証明するもの（参加した大会等のプログラム、賞状等の写し等）で確認することとし、公立中学校等は、事前に生徒及び保護者へ地域クラブ等での活動記録の申告について周知する。
- (3) 公立中学校等は、高校入試における部活動を行わず地域クラブ等での活動を行っている生徒の活動の記録等の調査書等への記入については、生徒に不利とならないよう配慮して記載する。
- (4) 地域クラブ等は、所属する生徒の活動の記録を生徒及び保護者からの求めに応じて公立中学校等へ提供をする。

## 10 その他

- (1) 市町村及び公立中学校等は、部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであること及び今後の地域展開への推進を踏まえ、部活動へ一律に全員加入としないことを検討する。
- (2) 「拠点校（合同部活動）型」として部活動改革を推進する場合は、市町村又は市町村校長会が主体となって実施し、その活動は部活動として位置付けて行う。なお、活動において拠点校ではない学校の顧問や教職員の引率は不要とするが、専門的な指導が可能な教職員が指導者として指導にあたることは妨げない。ただし、中学校体育連盟主催大会への参加は、県中学校体育連盟が定める参加資格等の規程に準じて参加する。
- (3) 複数の市町村にまたがって「拠点校（合同部活動）型」として部活動改革を推進する場合は、当該市町村又は当該校長会が連携して取り組む。